

2 循第 872 号
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公 印 省 略)

愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則
の施行について (通知)

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則 (令和 3 年愛媛県規則第 34 号) が令和 3 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとなり、愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則 (平成 12 年愛媛県規則第 58 号) で定める下記様式について、押印が不要とされました。

つきましては、内容を御承知いただき、貴協会会員への周知について御協力をお願いいたします。

記

押印が不要となる様式 (愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則)

様式第 1 号	再生輸送業者指定申請書
様式第 3 号	再生活用業者指定申請書
様式第 5 号	再生利用業者変更指定申請書
様式第 6 号	再生利用業廃止 (変更) 届出書
様式第 7 号	産業廃棄物の再生利用実績報告書
様式第 8 号	再生利用業者指定証再交付申請書

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 大内、山内
TEL: 089-912-2358
FAX: 089-912-2354